

自己資本の構成に関する開示事項（平成 26 年 9 月末自己資本比率・確定値）

【連結】

（単位：百万円、％）

項目		経過措置による不算入額	国際様式の該当番号
<b>普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目</b>			
普通株式に係る株主資本の額	698,066		1a+2-1c-26
うち、資本金及び資本剰余金の額	267,203		1a
うち、利益剰余金の額	463,355		2
うち、自己株式の額（ ）	27,495		1c
うち、社外流出予定額（ ）	4,996		26
うち、上記以外に該当するものの額	-		
普通株式に係る新株予約権の額	364		1b
その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額	17,454	69,818	3
普通株式等 Tier1 資本に係る調整後少数株主持分の額	-		5
経過措置により普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	-		
普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額（イ）	715,885		6
<b>普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目</b>			
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額	1,469	5,879	8+9
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	-	-	8
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外のものの額	1,469	5,879	9
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-	10
繰延ヘッジ損益の額	263	1,053	11
適格引当金不足額	6,090	24,360	12
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	12	49	13
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	14
退職給付に係る資産の額	98	395	15
自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	7	29	16
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	-	-	17
少数出資金融機関等の普通株式の額	412	1,648	18
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-	19+20+21
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	-	19
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。）に関連するものの額	-	-	20
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-	21

特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-	22
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関するものの額	-	-	23
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関するものの額	-	-	24
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関するものの額	-	-	25
その他 Tier1 資本不足額	11,209		27
普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額（ロ）	19,037		28
<b>普通株式等 Tier1 資本</b>			
普通株式等 Tier1 資本の額（イ） - （ロ）（ハ）	696,848		29
<b>その他 Tier1 資本に係る基礎項目</b>			
その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-		31a
その他 Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額	-		31b
その他 Tier1 資本調達手段に係る負債の額	-		32
特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額	-		
その他 Tier1 資本に係る調整後少数株主持分等の額	-		34-35
適格旧 Tier1 資本調達手段の額のうちその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		33+35
うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	-		33
うち、銀行の連結子法人等（銀行の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額	-		35
経過措置によりその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	1,040		
うち、その他の包括利益累計額に係る経過措置により算入されるものの額	1,040		
その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額（ニ）	1,040		36
<b>その他 Tier1 資本に係る調整項目</b>			
自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額	-	-	37
意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	-	-	38
少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	19	79	39
その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	-	-	40
経過措置によりその他 Tier1 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	12,230		
うち、適格引当金不足額	12,180		
うち、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	49		
Tier2 資本不足額	-		42
その他 Tier1 資本に係る調整項目の額（ホ）	12,249		43
<b>その他 Tier1 資本</b>			
その他 Tier1 資本の額（ニ） - （ホ）（ヘ）	-		44
<b>Tier1 資本</b>			
Tier1 資本の額（ハ） + （ヘ）（ト）	696,848		45
<b>Tier2 資本に係る基礎項目</b>			
Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-		
Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額	-		
Tier2 資本調達手段に係る負債の額	30,000		46
特別目的会社等の発行する Tier2 資本調達手段の額	-		

Tier2 資本に係る調整後少数株主持分等の額	-		48-49
適格旧 Tier2 資本調達手段の額のうち Tier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	10,000		47+49
うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	10,000		47
うち、銀行の連結子法人等（銀行の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額	-		49
一般貸倒引当金 Tier2 算入額及び適格引当金 Tier2 算入額の合計額	154		50
うち、一般貸倒引当金 Tier2 算入額	154		50a
うち、適格引当金 Tier2 算入額	-		50b
経過措置により Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	50,793		
うち、その他の包括利益累計額に係る経過措置により算入されるものの額	50,793		
Tier2 資本に係る基礎項目の額 (チ)	90,948		51
<b>Tier2 資本に係る調整項目</b>			
自己保有 Tier2 資本調達手段の額	-	-	52
意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	-	-	53
少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	79	319	54
その他金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	-	-	55
経過措置により Tier2 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	12,184		
うち、少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうち旧告示における控除項目に該当する部分の額	4		
うち、適格引当金不足額	12,180		
Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ)	12,264		57
<b>Tier2 資本</b>			
Tier2 資本の額 ((チ) - (リ)) (ヌ)	78,684		58
<b>総自己資本</b>			
総自己資本の額 ((ト) + (ヌ)) (ル)	775,532		59
<b>リスク・アセット</b>			
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	13,377		
うち、無形固定資産 (のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外のもの。)に係る額	9,102		
うち、退職給付に係る資産に係る額	583		
うち、自己保有普通株式 (純資産の部に計上されるものを除く。)に係る額	92		
うち、少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る額	3,599		
リスク・アセットの額の合計額 (ヲ)	5,567,957		60
<b>連結自己資本比率</b>			
連結普通株式等 Tier1 比率 ((ハ) / (ヲ))	12.51		61
連結 Tier1 比率 ((ト) / (ヲ))	12.51		62
連結総自己資本比率 ((ル) / (ヲ))	13.92		63
<b>調整項目に係る参考事項</b>			
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	74,862		72
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	5,870		73
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	-		74
繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	-		75

<b>Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項</b>			
一般貸倒引当金の額	154		76
一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額	826		77
内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	-		78
適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額	29,202		79
<b>資本調達手段に係る経過措置に関する事項</b>			
適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額	-		82
適格旧 Tier1 資本調達手段の額から適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	-		83
適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額	24,000		84
適格旧 Tier2 資本調達手段の額から適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	-		85

（注）1. 上記は、平成 26 年金融庁告示第 7 号に基づく開示事項です。

2. 「国際様式の該当番号」とは、バーゼル銀行監督委員会より平成 24 年 6 月に公表された「バーゼル に基づく銀行の新たな自己資本の開示事項を定める国際合意文書（資本構成の開示要件）」における開示様式に記載された項目番号です。

【単体】

(単位:百万円、%)

項目		経過措置による不算入額	国際様式の該当番号
<b>普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目</b>			
普通株式に係る株主資本の額	656,418		1a+2-1c-26
うち、資本金及び資本剰余金の額	267,203		1a
うち、利益剰余金の額	421,707		2
うち、自己株式の額( )	27,495		1c
うち、社外流出予定額( )	4,996		26
うち、上記以外に該当するものの額	-		
普通株式に係る新株予約権の額	364		1b
評価・換算差額等及びその他公表準備金の額	16,303	65,212	3
経過措置により普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	-		
普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (イ)	673,086		6
<b>普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目</b>			
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	1,450	5,801	8+9
うち、のれんに係るものの額	-	-	8
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	1,450	5,801	9
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-	10
繰延ヘッジ損益の額	263	1,053	11
適格引当金不足額	9,021	36,085	12
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	12	49	13
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	14
前払年金費用の額	12	51	15
自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	7	29	16
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	-	-	17
少数出資金融機関等の普通株式の額	456	1,827	18
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-	19+20+21
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	-	19
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	20
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	21
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-	22
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	-	23
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	24
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	25
その他 Tier1 資本不足額	17,076		27
普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ロ)	27,775		28

<b>普通株式等 Tier1 資本</b>			
普通株式等 Tier1 資本の額 ((イ) - (ロ))	(ハ)	645,310	29
<b>その他 Tier1 資本に係る基礎項目</b>			
その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-		31a
その他 Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額	-		31b
その他 Tier1 資本調達手段に係る負債の額	-		32
特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額	-		
適格旧 Tier1 資本調達手段の額のうちその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		33+35
経過措置によりその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	1,040		
うち、評価・換算差額等に係る経過措置により算入されるものの額	1,040		
その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額	(ニ)	1,040	36
<b>その他 Tier1 資本に係る調整項目</b>			
自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額	-	-	37
意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	-	-	38
少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	24	96	39
その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	-	-	40
経過措置によりその他 Tier1 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	18,092		
うち、適格引当金不足額	18,042		
うち、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	49		
Tier2 資本不足額	-		42
その他 Tier1 資本に係る調整項目の額	(ホ)	18,117	43
<b>その他 Tier1 資本</b>			
その他 Tier1 資本の額 ((二) - (ホ))	(ヘ)	-	44
<b>Tier1 資本</b>			
Tier1 資本の額 ((ハ) + (ヘ))	(ト)	645,310	45
<b>Tier2 資本に係る基礎項目</b>			
Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-		
Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額	-		
Tier2 資本調達手段に係る負債の額	30,000		46
特別目的会社等の発行する Tier2 資本調達手段の額	-		
適格旧 Tier2 資本調達手段の額のうち Tier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	10,000		47+49
一般貸倒引当金 Tier2 算入額及び適格引当金 Tier2 算入額の合計額	4		50
うち、一般貸倒引当金 Tier2 算入額	4		50a
うち、適格引当金 Tier2 算入額	-		50b
経過措置により Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	48,176		
うち、評価・換算差額等に係る経過措置により算入されるものの額	48,176		
Tier2 資本に係る基礎項目の額	(チ)	88,180	51
<b>Tier2 資本に係る調整項目</b>			
自己保有 Tier2 資本調達手段の額	-	-	52
意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	-	-	53
少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	97	390	54
その他金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	-	-	55

経過措置により Tier2 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	18,047		
うち、少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうち旧告示における控除項目に該当する部分の額	5		
うち、適格引当金不足額	18,042		
Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ)	18,145		57
<b>Tier2 資本</b>			
Tier2 資本の額 ((チ) - (リ)) (ヌ)	70,035		58
<b>総自己資本</b>			
総自己資本の額 ((ト) + (ヌ)) (ル)	715,345		59
<b>リスク・アセット</b>			
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	12,929		
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外のもの。)に係る額	8,980		
うち、前払年金費用に係る額	51		
うち、自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)に係る額	92		
うち、少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る額	3,804		
リスク・アセットの額の合計額 (ヲ)	5,332,621		60
<b>自己資本比率</b>			
普通株式等 Tier1 比率 ((ハ) / (ヲ))	12.10		61
Tier1 比率 ((ト) / (ヲ))	12.10		62
総自己資本比率 ((ル) / (ヲ))	13.41		63
<b>調整項目に係る参考事項</b>			
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	68,709		72
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	2,097		73
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	-		74
繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	-		75
<b>Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項</b>			
一般貸倒引当金の額	4		76
一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額	363		77
内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		78
適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額	29,109		79
<b>資本調達手段に係る経過措置に関する事項</b>			
適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額	-		82
適格旧 Tier1 資本調達手段の額から適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		83
適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額	24,000		84
適格旧 Tier2 資本調達手段の額から適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		85

(注) 1. 上記は、平成 26 年金融庁告示第 7 号に基づく開示事項です。

2. 「国際様式の該当番号」とは、パーゼル銀行監督委員会より平成 24 年 6 月に公表された「パーゼル に基づく銀行の新たな自己資本の開示事項を定める国際合意文書(資本構成の開示要件)」における開示様式に記載された項目番号です。